

第30回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成22年11月17日(水)10:00～11:45

2. 場所 日本電気協会 4階B, C会議室

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員: 渡邊^邦主査(東京電力), 鈴木副主査(中部電力), 井上(日本原子力技術協会), 大谷(三菱電機), 岡部(IHI), 小坂(原子力安全・保安院), 小林^慎(原子燃料工業), 小宮山(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 齋藤(西日本技術開発), 笹原(東北電力), 佐藤^貴(日本原子力発電), 島津(北海道電力), 辰巳(北陸電力), 手束(四国電力), 堂野(関西電力), 中村(日本原燃), 錦野(日立 GE ニュークリア・エナジー), 長谷川(電源開発), 東(九州電力), 深川(三菱原子燃料), 船来(中国電力), 藪内(日本原子力研究開発機構) (計22名)

代理委員: 徳久(三菱重工業・今村代理), 原(東芝・佐藤^要代理), 下川(原子力安全基盤機構・渡辺^雅代理) (計3名)

欠席委員: 小野(原子力安全・保安院), 高橋(富士電機システムズ) (計2名)

常時参加者: 池田(東京電力), 植木(原子燃料工業), 大石(東京電力) (計3名)

事務局: 糸田川, 国則(日本電気協会) (計2名)

4. 配付資料

資料30-1 品質保証検討会委員名簿

資料30-2 第29回品質保証検討会 議事録(案)

資料30-3-1 JEAG4121附属書2 追補(案)に関する第38回原子力規格委員会書面投票における意見対応について

資料30-3-2 JEAG4121附属書2 追補(案)

資料30-3-3 JEAG4121附属書2 追補(案)変更比較表

参考資料 1 第28回品質保証分科会議事録(案)

参考資料 2 第38回原子力規格委員会議事録(案)

5. 議事

(1) 定足数の確認

渡邊^邦主査による代理委員3名の承認後,事務局より,代理委員を含め出席委員数が25名で,全委員27名の3分の2以上となり,議案決議の定足数を満たしていることが確認された。

(2) 前回議事録の確認

事務局より,資料30-2に基づき,第29回品質保証検討会議事録(案)が紹介され,正式な議事録とすることが確認された。

(3) JEAG4121-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)の適用指針」-原子力発電所の運転段階-附属書-2[「根本原因分析に関する要求事項」の適用指針]の2010年追補版(案)に関する原子力規格委員会書面投票における意見等への対応について

渡邊^邦主査及び大石氏(常時参加)より,資料30-3-1,2により書面投票における意見

への対応案について説明があった。また、資料30-3-3により、表現の適正化のための修正箇所、原子力規格委員会審議を踏まえた修正箇所について説明があった。審議の結果、本日のコメントを踏まえて各資料の修正を行い、11月26日の分科会上に上程することが全員の挙手により承認された。

[書面投票における意見への対応]

主なコメント・修正内容は下記の通り。

- ・資料30-3-1の1頁対応欄下6行目の「来年度に」JEAG4121へ反映は、来年度に発行するように読めるので、「来年度に」を削除した方がよい。
- ・2頁意見3の対応欄は、意見内容3件の最初の回答がない。「修正提案」は原提案と趣旨は変わらないという回答を追加する。また、「基礎」の用語については、JEAC4111に使用されている用語であることを追加する。
- ・3頁の意見6の対応欄は、「原則として全体の中立性をはかることを前提としていること」、「その歯止めとして“中心部に入れない”とか“半数以下にする”というように制限する」、更に「活動の合理性を高めるためには、必要な情報をもっている人を分析チームの中に入れるのがよい」というような趣旨のことを回答されてはどうか。
まず、中立性は「分析チームの主体」に求められていることを回答する。その上で、「当該部門を入れようとする意味」は、「分析にかかる負担軽減も加味して中立的立場を阻害しない運用の方法を客観的に例示で示すことである。」というように回答に修正したい。
- ・4頁の意見欄の図で、直接要因(原因)がいくつかあって、それを引き起こすもとになっているのが、組織要因とか、根本原因とか言われるものであるもので、こういう形の絵になってしまうと、JEAC4111の意図しているところと異なると思う。
資料30-3-2の規格案の2頁の図-1「事象発生に関わる要因の連鎖」を回答に追加して原提案が良いことを説明したい。
- ・資料30-3-1の4頁意見10の回答は、資料30-3-2の規格案の参考図6-1,2を上から見た形が参考図6-3であることを、図を加えて追加説明するとよい。
拝承。
- ・資料30-3-1の4頁意見11の回答は、現実的に事業者は保安規定においてこのような形を構築している実態を回答した方がよいのではないかと。また、JEAC4111に掲載されている図も回答に加えた方が親切である。
拝承。そのような内容を追加して回答する。
- ・吉川委員の反対意見については、電気協会での議論を超えるため、手続き上は資料30-3-1にあるように「回答を差し控えていただく」でよいが、このような理由で改定案に反対することは制度の誤用に近いため、分科会として原子力規格委員会に対して一言意見具申すべきでないか、分科会でもご審議いただきたい。
11月26日の品質保証分科会終了後、分科会長と幹事、事務局が原子力規格委員会3役に状況をご説明する予定にしている。その際、原子力規格委員会において分科会から言うのがいいか、あるいは委員長から一言ふれていただくのか、相談したいと考えている。
- ・「民間規格と規制の行政指導のかかわりについて本質的な問題があると考えて、あえて反対を投じた」というようなことは、本来、よろしくないと思う。
もう一人の反対意見者も、意見には書いてないが、同様の理由で反対ということを言われていた。そういう規制の在り方を問うのであれば、3学協会と規制側との意見交換の場もあるということはお話ししたところである。
- ・そういう意見は、原子力規格委員会の場で発言してもらうようにしてほしい。このような意見を書面投票で出される以前に、原子力規格委員会の場で、そのような意見がどうかと審議していただければよいと思う。
現在のしくみ、手続き上、そういう意見の出し方をやめてもらうということを行うのは、現実には難しいのではないかと。ただ、今回の状況はこの意見対応を委員会の場で説明するので、まさにその意見の出し方が問われることにはなるだろう。

・「改定箇所以外への修正提案」だが、こういうものをどう扱うというのは、基本的には受け付けないということではないのか。あと、中間報告も行っているのだから、そこでできるだけ意見を出してくださいということは、意見具申してもよいと思う。もちろん、基本的には規約に基づいて行うことだが。

改善策としては、そのような方法もあるとは考えられる。

・改定箇所以外は、原子力規格委員会で承認済みである。それを1人の委員が改定箇所以外への反対意見を投じるというのは、やはりおかしくて、既に承認されている部分に対して、何らかの変更が必要であれば、原子力規格委員会として、3分の2とか、過半数とか、そういう審議を経た上でその改定に入るという手続きを踏まないと、以前に一回承認されたものは、何なのだとということになる。一人の委員の意見でひっくり返るようなものではないはず。そこはルールがないのかもしれないが、1回承認されたというものがあるわけだから、それをベースに、技術的に問題があるのであれば、規格委員会として、分科会に対して、見直しの指示をするというような手続きを踏むのが、よいのではないかと思う。1人の投票範囲外への反対投票で規格改定案が不成立となると、非効率なので、もう一度そのところを規格委員会で議論してほしい。

改定箇所以外への意見は、「賛成」や「反対」ではなく、回答の条件ではない範囲での「その他意見」でしかない。

・規格委員会の書面投票における意見の出し方のルールについて、今回の審議対象となっているものに対する反対かどうか。今回のものは、そこがごっちゃになっているから問題としている。どの理由で反対しているのかが、わからない。そこが1つの問題点としてある。

他学会では、その辺を明確に区分している例がある。投票対象とそうでない部分への意見の出す様子を分けている。そうすれば、はっきりする。

・そこも、今後の検討課題かもしれない。

・資料30-3-1の5頁のNo.3意見者の対応欄の最後のなお書きは、不要につき、削除する。

[表現の適正化及び原子力規格委員会審議を踏まえた修正(全2箇所)]

主なコメント・修正内容は下記の通り。

・資料30-3-3の2頁の表現の適正化箇所の「マネジメントシステム」は「QMS」の間違いにつき、訂正する。

(4) 来年度の課題について

渡邊主査より、来年度の課題について、以下の発言があった。

今年度のコース 講習会のリハーサルや検討を通して、JEAG4121 の記載の一部に見直し検討が必要な箇所が見つかった。また、検討会の下に設けたQMS構造検討WG(打合せ会議体)の議論の結果についても、できるだけ早い機会に本検討会において、中間報告という形で委員に紹介したいと考えている。

これらを踏まえて、JEAG4121 の改定に向けて今後どの部分を改定すべきか検討を開始したい。次回改定版発行は2014年となるが、今後どうすべきというのを、皆様にもご検討いただきたい。最終的には、次回、多分2月か3月になるが、来年度以降の計画にどう織り込むかということの検討になると思う。各自、各講習グループでも作業を始めてほしい。

それから、JEAG4121 附属書の「標準品質保証仕様書」については、燃料メーカーなどの協力を得て、東京電力において英訳版を作成済みであるが、昨今の規格の国際化などの情勢変化(必要な規格は翻訳版を作るべき)もあることから、これを電気協会としてオーソライズした英訳版として規格化したいと考えている。今後少数のWGメンバーにて内容をチェックし進めたいと考えている

主なコメントは下記の通り。

- ・今後の検討においては、この委員会に関わる要員の人材確保の面や、規格を改定するプロセスなど色々なことを整理していかないといけない。規格の利用者の便宜をはかる形にしていくことが重要である。
- ・JEAG4121 附属書の「標準品質保証仕様書」の英訳版は、どういう形で発行するのか。いわゆる単純翻訳版である。また、通常の製本版とするのか、コストを下げるため簡易製本とするのかについては、今後検討する。なお、単純翻訳は、書面投票や公衆審査なく、委員会における挙手による決議で制定することができるので、労力も少ないと考えている。

6. その他

- (1) 次回の検討会については、今後の分科会や原子力規格委員会の審議状況、公衆審査スケジュールなどを踏まえ、別途調整することとした。
- (2) 小坂委員より、規制側のガイドライン「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」見直しに関連して、以下の発言があった。

本ガイドラインについては、8月30日の国のワーキングで一部コメントがあり、主査一任ということで、9月2日に飯塚先生の了解を得て9月3日に作成済みである。

今回の見直しでは、原子力のサイクル関係の加工施設、事業者関係、それから、埋設、中間貯蔵などに関係する省令に全て根本原因分析が追加され、全原子力施設に適用ということで、今、院内の手続きを進めているところ。現在は発出の手続きをするだけとなり、早ければ今月、遅くとも12月中には加工事業者も含め全事業者に対して、ガイドを発出する予定。

なお、実用炉以外の事業者の方と意見交換させていただいた際、JEAC4111の基本的な理解が不足しているところが多々見受けられたので、その辺は各社社内で良くJEAC4111、JEAG4121の本日審議していただいた内容をよくご理解をしていただきたい。また、過剰に構えていて、大変なことをやらないといけないというような印象を強く持たれているようだが、JEAC、JEAGに沿ってやればよいのだということを良くご理解していただけるように是非お願いしたい。

以上